

第 2 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和4年4月27日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和4年4月27日(水曜日)

午後1時58分開議
午後2時58分休憩
午後3時2分開議
午後3時54分閉会

本日の会議に付した事件

令和4年度主要事業等の説明

出席委員(7人)

委員長 西山 宗孝
副委員長 島田 稔
委員 前川 收
委員 小早川 宗弘
委員 緒方 勇二
委員 河津 修司
委員 城戸 淳

欠席委員(1人)

委員 磯田 毅

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内 信義
政策審議監 阪本 清貴
生産経営局長 楮本 亮治
農村振興局長 清藤 浩文
森林局長 大岩 禎一
水産局長 渡辺 裕倫
農林水産政策課長 徳永 浩美
団体支援課長 加藤 栄一
流通アグリビジネス課長 藤由 誠
農業技術課長 高野 真
政策監 武田 好文
農産園芸課長 池田 健三
畜産課長 鬼塚 龍一
農地・担い手支援課長 中島 豪

首席審議員

兼農村計画課長 青木 公平
農地整備課長 永田 稔
むらづくり課長 吉住 俊郎
技術管理課長 伊藤 寿朗
森林整備課長 笹木 征道
林業振興課長 廣田 邦彦
森林保全課長 中尾 倫仁
水産振興課長 森野 晃司
漁港漁場整備課長 植野 幹博
農業研究センター所長 下田 安幸

事務局職員出席者

議事課主幹 平江 正博
政務調査課主幹 植田 晃史

午後1時58分開議

○西山宗孝委員長 少し時間早いですが、ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会には、傍聴の申出はあっておりません。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月の第1回常任委員会で、常任委員長に推挙いただきました西山宗孝でございます。この1年間、島田副委員長と一緒に委員会の運営を一生懸命やっておりますので、どうかよろしく申し上げます。

また、委員におかれましても、この1年間一生懸命やっておりますので、御指導、御鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

執行部におかれましては、竹内部長はじめ幹部の皆様ばかりでございます。国内外の情勢は御承知のとおりでございます。本県の委員会に附属します所管の事業関係に限らず、ほかのところもほとんどの影響があってくる

と思いますので、どうかそういったところも踏まえて、これまで以上に執行部の皆様の積極的な御協力を賜りたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、島田副委員長が御挨拶をいたします。

○島田稔副委員長 皆さん、こんにちは。

さきの第1回農林水産常任委員会において、副委員長に就任をさせていただきました。

西山委員長をしっかりと補佐しながら、円滑なる委員会運営に努めてまいり所存でございますので、竹内部長をはじめ執行部の皆さん方、そして委員会の先生方にはよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○西山宗孝委員長 本日は、新型コロナウイルス感染対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部の説明と質疑応答を2つのグループに分けて実施することとしております。

なお、今回は執行部を交えての初めての委員会でありますので、初めに執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。課長以上につきましては自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております幹部職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、竹内農林水産部長から、幹部職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いいたします。

（竹内農林水産部長、阪本政策審議監～
下田農業研究センター所長の順に自己紹介）

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。1年間このメンバーで審議を行いますの

で、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは、主要事業等の説明に入ります。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言をいただきますようお願い申し上げます。

執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔をお願いいたします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 改めまして、西山委員長、島田副委員長をはじめ委員の皆様方には、この1年間どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会では、当部における本年度の主要事業等について御説明させていただきますが、これに先立ちまして、まず2点御報告させていただきます。

1点目は、県産アサリの産地偽装への対応についてです。

2月1日の知事による熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言以降、約2か月間の出荷停止措置を経て、4月12日には純粋な県産アサリを消費者の皆様確実にお届けする熊本モデルの出荷が再開されました。

17日には知事によるトップセールスを行い、多くの県民の皆様、熊本生まれ、熊本育ちの県産アサリを購入いただきました。モデル販売協力店からも、販売は好調であったと伺っております。

今後も、くまモンシールが貼られている純粋な県産アサリをより多くの方々に御購入していただけるよう、熊本モデルによる出荷体制を確立してまいります。

さらに、純粋な県産アサリを守り育て、適正に流通、販売し、消費者の信頼回復につなげていくための条例を6月定例会に提案でき

るよう、現在パブリックコメント手続中であり、広く県民の皆様などからの意見を募集しているところです。

今後も、関係機関の皆様と力を合わせて、熊本ブランドの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

2点目は、原油価格、物価高騰等の農林水産業に対する影響への対応についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ウクライナ危機の影響等により、農林水産業におきましても燃油、飼料及び資材の価格高騰などの影響が見られております。

そこで、4月18日に国に対して、原油価格、物価高騰等総合緊急対策に向けた緊急要望を行いました。県におきましても、引き続き、農林水産業への影響を注視しつつ、生産者の皆さんへの情報収集や現場の状況把握を行うとともに、国の経済対策も積極的に活用し、適時適切な対応を講じてまいります。

それでは、農林水産部における主要事業の概要について御説明いたします。

令和4年度は、令和2年7月豪雨及び熊本地震からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症拡大への対応にしっかりと取り組むとともに、将来に向けた地方創生の取組を推進することで、本県農林水産業の持続的な発展の実現に取り組んでまいります。

まず、令和2年7月豪雨及び熊本地震からの創造的復興につきましては、農地や山腹、溪流、林道などの農林関連施設等の早期復旧を着実に進め、緑の流域治水の一環である田んぼダムの取組の推進に引き続き取り組んでまいります。

また、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとなる大切畑ダムの復旧につきましても、令和7年度の完了に向け着実に取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、これまで市町村や関係団体と連携し、国の経済対策を最大限活用しつ

つ、県独自の対策を組み合わせながら、品目に応じてきめ細かに対応してきました。

今後も、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、適時適切に対応してまいります。

最後に、将来に向けた地方創生の取組等につきましては、スマート農業推進等による生産力、産地力の向上、次世代のくまもと農林水産業を担う人材の確保、育成により、稼げる農林水産業の実現に取り組めます。

また、熊本型みどりの食料システム戦略として、環境負荷軽減につながる技術開発や現地検証等を推進するとともに、GISなどのデジタル技術の活用、県内中山間地域の魅力を発信して、関係人口や移住、定住の拡大を図るスーパー中山間地域の取組にも力を入れてまいります。

これらの取組を進めるため、令和4年度当初予算では、一般会計で727億円余を計上しております。

詳細につきましては、この後それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。

引き続き、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○徳永農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、令和4年度主要事業及び新規事業について説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

農林水産部の機構図でございます。本庁は、5局16課の体制となっております。

右下の枠が、広域本部、地域振興局等組織でございます。

記載をしておりますが、今年度県北の菊池台地土地改良課を県北農地整備課に統合、

球磨の川辺川土地改良課を球磨農地整備課に統合しております。

3ページは、各課の担当事務の概略を示しております。

4ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算の総括表でございます。

本年度予算額、(A)欄の一番下でございますが、2月定例会において御承認いただいた農林水産部全体の予算は、総額で737億円余となっております。

5ページには、平成27年度以降の当初予算額の推移を掲載しております。

熊本地震以降、平成29年度にピークとなり、それ以降は令和2年度まで漸減傾向にありましたが、令和2年7月豪雨被災を受け、令和3年度から復旧、復興のための予算が計上されている状況となっております。

6ページ、7ページをお願いいたします。

令和4年度主要な施策でございます。

6ページ上の枠囲みの中に、方針を記載しております。

1つ目として、令和2年7月豪雨や熊本地震からの復旧、復興を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた農林水産業者の経営維持、再建を図ることとしております。

2つ目として、本県の農林水産業を持続的に発展させるため、環境への負担軽減を前提とした稼げる農林水産業の実現を目指すこととしております。

その下、水色の字で、1、令和2年7月豪雨、熊本地震からの創造的復興関連、2、新型コロナウイルス感染症への対応関連、3、将来に向けた地方創生への取組関連として、区分して各事業を掲載しております。

この後、令和4年度主要事業及び新規事業につきまして、主なものを各課から御説明申し上げます。

7ページ左下に、資料に用いている凡例に

ついて、説明欄を設けております。

該当事業には、コロナ対策、7月豪雨、熊本地震、強靱化、TPP等と記載しております。

8ページをお願いします。

補足説明資料としまして、新型コロナウイルス感染症の農林水産物への影響と対応を整理しております。上の枠囲みに概要を記載しております。

令和2年1月から農林水産物への影響を把握してまいりまして、令和4年3月までの影響額合計は149億円です。

全国的に緊急事態宣言が発令された令和2年4月から5月を中心に、畜産物、水産物、野菜、花卉等幅広い品目で影響が見られましたが、その後は生産量調整や新たな販路開拓等の取組により、全体としては影響は軽減傾向となっております。

今後もコロナ禍の状況を注視し、農林漁業者への影響を見極めつつ、必要な支援を適宜実施してまいります。

農林水産政策課は以上でございます。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

10ページをお願いいたします。

10ページから次ページにかけては、農林水産業制度資金の一覧表となります。

11ページの表の最下段、総計欄の融資枠を御覧ください。

令和4年度における制度資金全体の融資枠につきましては、新型コロナウイルス対策、経営安定資金や明許繰越しをした熊本県アサリ等緊急対策資金等を合わせまして、237億円余となっております。

次に、中段の収入保険の推進につきましては、熊本県農業共済組合が行います収入保険の保険料低減の取組及び周知啓発を図る経費に対する助成となります。

加入実績としましては、令和4年3月末で

2,988経営体となっておりますが、今年度は制度内容も一部拡充し、目標とします3,540経営体の達成はもちろんのこと、さらなる加入増加を目指しまして、加入促進及び広報の活動を積極的に展開してまいります。

次に、最下段の漁業協同組合の組織運営の適正化の推進につきましては、新規事業で、監査の専門家であります公認会計士を任用し、漁協に対する検査、指導体制の強化のための経費となります。

団体支援課は以上です。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

12ページをお願いいたします。

項目上段の1、先進性の高い高付加価値化商品開発・販路拡大支援等の推進に関しまして、説明欄の事業、地域未来モデル事業（農林水産分野）におきまして、(1)の事業で企業等への拠点施設整備に対する助成を行います。

それから(2)、(3)で、県南のフードバレーの地域の地域を引っばっていく牽引事業者の皆さんの施設整備に対するハード事業、それからソフト支援を行ってまいります。

(3)に関しましては、7月豪雨分としまして、球磨川流域の農産物の販路拡大に対する支援を行ってまいります。

それから、項目2の地産地消の推進に関しましては、くまもと地産地消推進県民条例の理念に沿いまして、DXあるいはSDGsなど新しい視点を取り入れながら、地産地消の機運を盛り上げるものでございます。

くまもと地産地消革新プロジェクト事業としまして、これは組替え新規の事業になりますが、一番下の(5)のところに革新プロジェクト事業、こちらを推進してまいりたいと思っております。

具体的には、県の公式SNSを活用しまして、県民相互の情報発信を強化する、あるいは

は真ん中の県民参加型イベントの実施、それから一番下になりますが、地産地消によるSDGsに取り組む企業への助成、この辺りを新しく進めてまいりたいと思っております。

13ページになりますが、3番、企業の農業参入の推進に関しまして、新しい担い手としまして、農業への参入を希望する企業に対しまして総合的な支援を行い、企業の農業参入の促進と定着化を図ってまいります。

企業の農業参入トータルサポート事業におきまして、各段階に応じた支援を3つに分けて支援をしていきたいと思っております。

1つ目が、まず、そういった企業を発掘、誘致する事業としまして、企業訪問やセミナー等を実施していきます。

それから、参入して間もない企業に対しましては、初期投資を支援するスタートアップ支援事業を実施していきたいと思っております。

それから3番目で、規模を拡大する企業に関しましては、ステップアップ支援事業ということで対応していきたいと思っております。

いずれに関しましても、こちらの企業、それから農業の皆様のニーズをしっかり拾い上げた上で対応していきたいというふうに思います。

それから、こちらに関しましても令和2年の7月豪雨被災地枠としまして、こちらは球磨川の地域に関しまして、補助率3分の1を2分の1にかさ上げするという対応をいたしております。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

14ページをお願いします。

熊本型みどりの食料システム戦略の推進については、2050年までにCO₂排出ゼロや化学農薬、化学肥料の大幅削減等を目指す国の

施策に基づきまして、県として稼げる農業と環境にやさしい農業の両立を図るため、新技術の開発や有機農業の推進等に取り組むとともに、消費者への情報発信を強化し、広く県民全体の機運の醸成を図ることとしております。

本年度は、農研センターを中心としまして、説明欄(1)みどりのイノベーション事業及び(3)くまもと施設園芸ゼロエミッション化対策事業などで化学肥料、農薬の削減や重油暖房の縮小を、(5)国産濃厚飼料生産拡大推進事業や(6)高品質堆肥生産・流通促進事業などで飼料の国産化や堆肥活用など、環境負荷低減に向けました新技術の開発や現地実証などを行うほか、(7)みどりの食料システム戦略地域支援事業で、市町村等の取組に対する助成を行うほか、4月22日に成立いたしましたみどり新法の制定に伴う県、市町村の基本計画策定を進めてまいります。

下のページの上段、スマート農業の推進につきましては、情報プラットフォームでありますホームページのシステム整備やコンテンツ拡充により普及活動の高度化を図るとともに、自動操舵システムやアシストスーツ等のスマート農業技術の現地実証、性能評価を行うものでございます。

下段の病害虫の防除の推進は、植物防疫法に基づく発生予察事業を実施するとともに、重要害虫であるミカンコミバエについて、トラップの増設による侵入警戒調査と、4月、5月に予防的防除を行い、もし侵入が確認された場合は速やかに初動防除に取り組むこととしております。

16ページをお願いします。

上段の地下水と土を育む農業の推進は、条例に基づき策定した第2期地下水と土を育む農業推進計画に沿って、県民の理解促進、消費拡大の推進や、土づくりを基本に農薬や化学肥料を削減するグリーンの農業の推進、県内大学等と連携した調査研究などを行うもの

でございます。

下段の農業研究センター試験研究費は、稼げる農業の実現に向け、重点化、効率化を図りながら試験研究に取り組むもので、耕種部門では、県オリジナル品種の育成や品質、収量を高める技術、畜産部門では、家畜の肉質改良に必要な技術や飼料の自給率向上と低コスト生産、阿蘇草原の利用技術の開発などを行います。

農業技術課は以上です。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

17ページをお願いします。

まず、上段1、コロナ禍からの農業経営回復支援についてです。

(1)新型コロナ事業者支援緊急対策事業は、JAや農業法人等が実施する米や園芸作物の販路拡大や所得回復の取組に対する助成でございます。

(2)園芸・特産事業者緊急支援事業は、燃油や資材高騰対策として、農業者が行う省コスト資材導入に対する助成でございます。生産経費の削減や収量、品質向上による所得の回復を支援してまいります。

(3)主食用米生産・販売力強化緊急支援事業は、米農家が行います農業経費低減や販売金額増の取組に対する助成でございます。農家が経営を継続するためのコスト低減や、品質向上に向けた技術や資材の導入等を支援してまいります。

(4)水田農業作付転換緊急支援事業は、主食用米から需要が見込まれる飼料用米等への転換に対する助成でございます。

(5)くまもと農業人財総結集支援事業は、新型コロナによる外国人材の入国制限に対応するため、臨時的に人材を確保するJA等出荷団体に対する助成でございます。

次に、下段の2、DXの推進についてです。

(1)次世代型果樹園モデル実証事業は、省力化栽培技術とスマート機器装備による労働生産性の高い果樹経営モデルの実証に対する助成でございます。

(2)デコボン管理DX推進事業は、近年、デコボンの貯蔵段階で腐敗が発生しており、その解決に向け、貯蔵環境等のデータ収集によるマニュアルの作成や管理の省力化に向けた実証に対する助成でございます。

18ページをお願いします。

上段の(3)「ゆうべに」ブランド推進・出荷体制構築事業は、ゆうべにの栽培面積拡大に向けた作業省力化の実証とブランド確立のための商品開発、PR等に対する助成でございます。DXにより、労働負担の大きい摘果作業や選別作業の省力化を進めてまいります。

(4)新たな野菜産地営農体系構築事業は、全国一の産地でございますスイカの維持と技術の継承を図るため、トップレベルの栽培技術をデジタル化、あるいはマニュアル化することに要する経費でございます。

(5)花き管理DX推進事業は、カスミソウの品質高位平準化や計画出荷を図るため、栽培技術等のデータ化、いわゆる見える化に要する経費でございます。

次に、下段の3、産地生産力の強化支援についてです。

(1)強い農業づくり支援事業、(2)産地パワーアップ事業の2事業につきましては、国の事業でございますが、生産性や収益性向上に向けた施設や機械等の導入に対する助成でございます。

(3)攻めの園芸生産対策事業は、野菜、果樹、花卉の生産力の向上、気象災害に負けない産地づくりに必要な施設や機械等の導入に対する助成でございます。

(4)くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業は、集落営農法人の労働生産性向上の取組や土地利用型農業におけるコストの削

減、あるいは中山間地域での機械の共同利用に必要な施設整備、機械導入に対する助成でございます。

(5)持続的露地野菜産地育成事業は、バレイショの産地形成に要する経費や実需者ニーズに対応した露地野菜の生産拡大に対する助成でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

19ページをお願いします。

1、畜舎施設整備の推進でございます。

(1)畜産クラスター事業でございますが、これは、各地域の畜産関係者が連携、結集した畜産クラスター協議会を設立し、クラスター計画を策定するとともに、その計画に位置づけられた中心的な経営体が行う施設整備等に対して助成するものでございます。

(2)畜舎特例法事務事業でございます。これは、本年4月1日に施行された畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律、いわゆる畜舎特例法に係る畜舎の審査等を行うものでございます。

下段の2、環境と調和した畜産の推進でございます。

(1)環境保全型農業総合支援事業でございますが、これは、良質堆肥生産や家畜排せつ物の適正な処理に資する施設整備及び耕畜連携の促進に資する取組に助成するものでございます。

(2)BOD監視システム普及・定着実証事業でございます。これは、主に養豚で利用されております汚水処理施設の効率的な稼働を行うためのBOD監視システムを実証するものでございます。

20ページをお願いします。

3、家畜防疫の推進でございます。

(1)家畜伝染病防疫対策事業でございますが、これは、家畜伝染病の発生及び蔓延を防止するための各種検査や畜産農家への指導、

発生時の危機管理体制の整備を実施するものでございます。

(2) 畜産防疫体制強化事業でございます。これは、野生動物侵入防止対策や消毒機材導入などの防疫体制強化の取組を行う畜産関係団体等に対して助成するもので、国の消費・安全対策推進交付金を活用して実施するものでございます。

(3) 家畜保健衛生所施設整備事業のうち野生動物専用検査施設整備費でございます。これは、野生動物と家畜の病性鑑定施設を別にし、交差汚染を防止するために野生動物専用検査施設を整備するものでございます。

(4) 野生イノシシ豚熱検査体制強化事業でございます。これは、野生イノシシの豚熱ウイルスの浸潤状況の調査を実施するものでございます。

下段の4、県産牛肉のブランド力向上推進でございます。

(1) 全国和牛能力共進会出品体制強化事業でございますが、これは、5年に1回開催される全国和牛能力共進会が、本年10月に鹿児島県で開催されますが、その出品に係る県の負担金及び団体等への助成でございます。

(2) 「くまもとの牛肉」首都圏流通ルート開拓支援事業でございます。これは、熊本黒毛和牛などの熊本の牛肉の全国的な認知度向上や首都圏への販路拡大を目指し、首都圏へ出荷するための経費や首都圏での商談会等を実施するために必要な経費を助成するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○中島農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

21ページをお願いします。

次世代のくまもと農業を担う人材の確保・育成では、農業者の減少、高齢化が進む中で、多様な人材を地域農業を支える宝と捉え、国の事業をフル活用した各種施策に取り

組み、本県農業を維持発展させてまいります。

まず、本年度国事業の拡充を受け、新規事業として取り組みます説明欄(3)の新規就農者育成総合対策事業は、認定新規就農者が就農時に必要となる機械、施設の導入や研修農場における新規就農者へのサポート体制整備に対して助成するものです。

また、昨年度から実施しております(1)のくまもと農業の継承支援事業や就農前の研修期間から就農直後にかけて所得確保のために資金を助成する(2)の農業次世代人材投資事業は、本年度も継続して実施し、新規就農者のさらなる増加と定着を図ります。

このほか、農業に就業する外国人材の育成や女性農業者の働きやすい環境づくりなどを通して、多様な人材の確保、育成に取り組みます。

22ページをお願いします。

担い手への農地集積については、人・農地プランをベースに、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進することとしており、(1)の農地集積加速化事業では、人・農地プランの策定を行う市町村への助成や農地利用調整活動を行う農家組織へ農地集積協力金を交付するもので、担い手への農地集積のさらなる加速化に向けた取組を進めてまいります。

農地・担い手支援課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしていただきたいと思います。

それでは、質問はございませんか。

○前川収委員 14ページの農業技術課と関連するところで畜産課もありますけれども、熊本型みどりの食料システム戦略の推進という新規項目が出ておりますが、(5)の国産濃厚飼料生産拡大推進事業についてお尋ねをしたいというふうに思います。

もう御承知のとおりであります。現在、飼料の輸入というのが非常に厳しい環境になってきておまして、穀物輸入全般も非常に厳しいという状況であります。国際情勢を踏まえれば、それはやむを得ないというふうに思っていますが、日本全体で見れば、食料用の米は余っているという状況があります。

一方で、飼料作物を含めた穀物は足りないという状況になっているわけですから、この機を捉えてその転換をやろうということに考えは至っているんだろうと思いますし、それはとてもいいことだというふうに思いますが、一体どのくらいの規模で目標設定をしながら転換をしていくのか、どの部分を転換していくのか、そういう戦略的なものが分かれば教えていただきたいと思えます。

例えばですけれども、輸入飼料の部分がこれだけ足りなくなる、もしくは高騰する、値段が上がるという部分に対応して、できれば国産飼料で賄える部分をどれだけ県内で賄えるかということ、調査とかそういったことがされているのかも含めて教えていただければと思います。

○高野農業技術課長 すみません、まず概略をお話しさせていただきます。

この(5)の国産濃厚飼料生産拡大推進事業につきましては、飼料穀物の国内生産への転換推進と国産濃厚飼料の生産拡大のための取組を行うものですが、国産濃厚飼料でありますところの子実用トウモロコシとその全体を使うイアコーンという、そちらのほうの生産技術の確立を農業研究センターのほうで、これから3年にわたって研究を行っていくとい

うものが1つと、それから国産濃厚飼料生産拡大推進のための現地での栽培実証、それから作業の効率化の実証というものに取り組んでいくという2つの中身がございます。こちらにつきまして、一方は研究ということで少し長期の目標として捉えているものでございます。

すみません、詳細は畜産課のほうで御説明いただければありがたいなと思えます。

○鬼塚畜産課長 今お話があったとおりですけれども、今飼料高とかもありまして、県内で子実用トウモロコシまたイアコーンに興味がある農家の方もいらっしゃいます。現在、把握しているところで、県酪連さんまたは県北菊池管内の養豚農家の方ということで、子実用トウモロコシをやりたいという声が出ております。面積としては、合わせて10ヘクタール弱ぐらいをまずはやりたいということもございますし、またそれ以外の農家の方、また営農集団の中にも、そういう子実用トウモロコシを検討したいという声もいただいておりますので、今後着実に、徐々に数字は伸びていくものと考えております。

○前川収委員 もちろんトウモロコシの話もなんですが、飼料全体、穀物全体というふうに捉えていけば、今飼料作物については残念ながら耕種農家を作っているというよりも畜産農家が自分たちで作っていらっしゃるということがほとんどですね。

私は、こういう状態、今の現状を考えると、耕種農家も要はそういった飼料作物を作るという視点に立ってもらえる、逆にチャンスなんじゃないかなというふうに捉えています。ほとんどが畜産農家を作っていらっしゃるということであれば、当然、畜産農家の数は少ないわけですから、全体的にその生産量を広げるというのは非常に難しいというふうに思いますので、できれば皆さんのほ

うで、いろんな研究とかそれから基礎的なデータを出して、探してもらおうとか調べてもらって、トウモロコシを例にとって考えれば、どの程度の需要があると、県内で。今輸入している部分を含めて考えれば、このくらいの需要があつて、同等品を仮に作られるとすれば、どの程度の作付をされても現状輸入品、価格の問題があるかもしれませんが賄うことができる。そういったデータがあれば、もうちょっと科学的に前に進めるなというふうに思うんですね。何となく自分ちで使う分を自分が作っているというのが今の飼料関係、粗飼料関係の現状だというふうに思っていますので、できればそういうデータを出していただきながら、そのデータがあれば、例えば耕種農家の皆さんにも作ってくださいという話ができると思います。私の地元では耕畜連携が進んでいまして、飼料用米やホールクロップサイレージですか、そういうのも耕種農家と連携しながら生産が進んでおりますので、それだけじゃなくてそういった部分も進めてもらいたいと思いますし、圧倒的に小麦も足りないという状況、これは前からそうなんですけれども、やっぱり食料自給率を上げるためにはそういった視点も要るかなというふうに思っていますので、前提としては米は余っているという状況もあるわけですから、その辺を考えて熊本型農業というものをこういう国際情勢が厳しい中で考えていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

今お話があつたとおり、耕種農家サイドで作っていただいて畜産のほうで利用するということは、先ほど飼料用米とかホールクロップサイレージでも十分やられていますし、菊池管内を中心にコントラクター集団がありまして、そこで収穫してTMRという混合飼料を作って畜産農家に供給されているという事

例もありますので、そこを、先ほどのコストの問題とかは農協研究センターのほうで、試験の中で、どういうコストがかかっているか、どれぐらいで売れるかという計算はしていただこうと思いますけれども、そういう経済性も含めまして、数字をしっかりと出して、それを耕種農家とか集落営農の方々にも提示しながら、より前に進めるように農業技術課とも協力しながら、うちのほうも頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○楮本生産経営局長 ちょっと私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

まず、国のほうの目標といいますか試算でございますけれども、これちょっと今のような状況になる前ですので、これからまた変わるかもしれませんが、その前の段階で、令和2年のときにいわゆる粗飼料が国産は76%。しかし、濃厚飼料につきましては12%ほどしかなかったということで、ほぼほぼ濃厚飼料につきましては輸入されていたというような状況でございます。これを国としましては令和12年度までに、粗飼料につきましては100%国産にしたいというような目標がございます。ただ一方で、濃厚飼料につきましては、3%上昇したときに15%というような現在目標でございますけれども、前川委員お話のように、ちょっと状況も変わってまいりましたので、特に米とかという部分で代替というようなことを検討していかなければというふうには思っております。

そういう中で、トウモロコシも含めてなんですけれども、やっぱり一番問題になりますのが農家の収入の問題でございまして、替えたときに現在の部分からどれくらいきちっと収益が確保できるのかという点が最大の問題なのかなということでございます。ちょっと試算はしておりますけれども、なかなか今の状況では飼料対策、所得安定対策でございます

けれども、そういったものを除くとなかなか厳しいような状況でございますので、その辺含めまして、どういうふうなことで取組ができるのかというのはしっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 すみません、もう1ついいですか。

○西山宗孝委員長 はい。

○前川収委員 ぜひ頑張ってください。もちろん価格のバランスが取れない部分は、一時的にはやっぱり補助金その他で賄うしかない、そうしないと進むはずがないわけでありまして。それが少しずつ時間とともに平準化していったって、自分たちで賄えるという形をつくっていかないと、食糧自給率を上げていくことと同意義ですから、それは不可能だと思いますけれども、そのことの足らざる部分は国に、こういう部分が足りないからこういうことが必要ですよという提案とかもぜひやっていただけるように調べてもらえればありがたいと思います。

別途の話なんですけれども、これはむしろ委員長にお願いかもしれませんが、今年は、さっき説明がありました20ページです、すみません。

20ページの4番、県産牛肉のブランド力向上の(1)の全国和牛能力共進会というものが今年鹿児島で開催されるということでありまして。全国を持ち回りながら、5年に1回開催されている会でありまして、隣県で開催されるのは珍しいわけでありまして、将来は熊本も開催を目指したいというお話もありますので、できれば1回、視察か何かに開催中に行ってもらえればありがたいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 委員会の末尾で、そのことについて確認させていただきたいと思いますので。

ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 14ページに戻りますけれども、この中でみどり新法の話が出ました。この中で、化学農薬や肥料の使用量の低減、環境負荷の低減技術という話が出ました。

私のところでよく聞く話が、養蜂農家で水田はフル活用していますので、レンゲ、緑肥ですよね、これまかれるんですが、3年ほどしか助成がないんですね、農水省か何か。ところが、養蜂農家はいろんな意味合いで頑張っておられるんですが、レンゲ畑がついとるじゃないですか。この辺も環境負荷の低減につながるんだろうと思うんですけども、これ養蜂農家の声もしっかり受けとめていただいて、レンゲ草畑のこと、種の助成はあるらしいんですけども、3年続ければ終わりで、でも1年1作で米だけ作っている田んぼはありませんので、みんなしっかりやりますから、翌年がまたレンゲ畑になるわけでもないし、その辺をしっかり育てていただきたいという要望が出ましたけれども、その辺のお考えは何かございますか。

○鬼塚畜産課長 養蜂に関する支援につきましては、委員御指摘のとおり、国の事業と併せて県の事業もでございます。県の事業は、ずっと毎年毎年今もさせていただいていますけれども、国の事業につきましては平成25年から始まったということで、新しい蜜源というかレンゲを植えるところに対して助成をしているということで、既存のやつについてはなかなか難しいということですが、レンゲ以外にも蜜源となる花木、木ですね、モチノキとかそういうのにも助成がいきますので、うまく県の事業と国の事業を組み合わせさせていただくということで、今までも続

けさせていただいております。今年についても国の事業のほうは予算がついているようでございますので、そちらのほうの支援も畜産課のほうでさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○緒方勇二委員 かつてレンゲ畑が本当に春を告げるような感じでありましたけれども、そういうのをついぞ見なくなりました。ぜひ養蜂農家の声も、花木のほうでとおっしゃいますけれども、やはりレンゲ蜜のほうが圧倒的に多いわけですから、その辺のことは育んでいただきたいと思います。

それから、すみません委員長もう1つ。

○西山宗孝委員長 はい。

○緒方勇二委員 15ページのスマート農業の推進のことになります。

ローカル5Gが今年度で整理されるようなお話になっていますけれども、私、委員長のときに随分、若い人たちと、食いつきやすいので農業学校やいろんなところでやってくださいと、おかげさまでたくさんの方やっただいています。ドローンの導入も随分進んだように感じております。

その中で、RTKですかね、これ、基地局の話ですかね。この充実なくしては何も進まないだろうと思いますが、実は昨日、行方不明者も出ました。本当によくよく考えれば、農地GISとかうまいこと絡み合わせて、超高齢社会ですから、行方不明者の捜索もドローンなんか大いにやっていただきたいなど。

特に獣対策にもそうでした。赤外線あるいは生命体をきっちり熱感知のほうでやられるとか、そういうことも聞いておりますので、どういう世界が待っているのかなと、ローカル5Gです。DXの推進上げておられますけれども、こういうことがどういう世界を

想像しておられるのか、少し教えてください。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

まず、ドローンの導入状況について御説明いたします。

令和4年の3月現在で153台、県内では導入されております。前年より66台増えているということで、結構なペースで増えております。

令和3年の農薬の散布につきましては、3,772ヘクタールカバーしてございまして、無人ヘリと合わせて2万6,500ヘクタールですので、まあ1割以上の状況になっているという導入状況でございます。

先ほどの15ページのRTKの話ですけれども、RTKを用いました自動操舵につきましては、今緒方委員おっしゃられたとおり、非常に精度の高いものでして、GPSとGPSに対しての基地局という形で、このRTKを設けますと、この10キロぐらいの範囲の中で、数センチ単位の精度でもって位置を把握できるという、そういうものでございます。

今年度こちらの予算のほうでは、平たん部と中山間部のほうに各1か所、その有効性の検証を行う予定としてございまして、中山間に関しましては球磨地域を想定しております。

こういったものと併せまして、アシストスーツ、これにつきましても今年度、昨年度に引き続いてやるんですけれども、腕の補助を行う果樹棚の作業ですとかそういったもののアシストを行う予定ですし、ドローンに関しましても、果樹に関して3次元的な動きでドローンでもって農薬散布ができないか、そういうことも研究に入るといってございまして。

スマート農業に関しましては、全体的にはコストを下げるとい点と品質、性能の向上を図るとい点と、それから誰にでもたくみ

の技が使えるようになる、そういう3つの視点でもってスマート農業に取り組むことを検討していております。

先ほどのドローンのように作業性が非常に高いものだけでなく、ハウスの複合環境の制御、そういったもので品質の高いものを作っていく、あるいはICTを使いましてたくみの技をきちんと見える化していくというような取組を進めていこうということで、研究等をこれから続けていきたいと考えております。

以上です。

○緒方勇二委員 ぜひたくみの技、それをハイテク化する、ローテクとハイテクをうまく融合して、ぜひ進めていただきたいと思っております。

これ農業部門のほうでの153台でしょうか、林業部門も相当入れられていると思うんですね。そういうところで、行方不明者の捜索等もできるんだろうと思います。皆さん消防団に入っておられますから。その辺のことも防災協定を結ぶとか習熟度も上げていただいて、時間的緊迫性を持って探すのが必要でありますので、その辺のことも育んでいただきたいなというふうに思います。

それから自動操舵システムは、皆さん入れたくてしょうがないんですね。みんなやろうとしているんですよ。できれば農協さんあたりの施設にそういうものを、基地局をきちんと設置していただければ過不足なくやれるんじゃないかという期待値が大きいので、ぜひその辺も御検討方お願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 12ページですけれども、この新規の地産地消の推進という中で、先ほど説明ありましたがけれども、革新プロジェクト事業についてももう少し説明をいただきたい

と思いますが、特にこの丸ポツの県公式SNS等の創設ということで、LINE、インスタグラム、まだしとらぬだったというような感じでありまして、旗印となるロゴマーク、キャッチコピーの作成というのはどういうイメージで作られるのか。

それから、ちょっと分からぬのが、県民参加型のイベントで料理教室等の実施というのがあつとですが、料理教室を開催することで地産地消をどういうふうにつなげていくのかというのをちょっと具体的に教えてください。

○藤由流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

今御質問いただきました地産地消に関しましては、これは条例制定後、力を入れて取り組んできております。

ただし、最近、県民アンケート、これは毎年実施しておりますけれども、地産地消が大事だという県民の方の声は9割を越えているという中で、では県産品を買うかという話になりますと、それが4割程度に落ちてしまうという状況がございます。その率もだんだんと微減といいますか、減ってきているということがあります。これはなぜかというところもございまして、1つは地産地消ということに慣れてしまって、情報発信はしていくものの、なかなか響いていかないというところもあろうかと思っております。

その意味を込めまして、今回は情報発信、こちらからの発信だけではなくて、県民の皆様がこれは大事だと認識をしていただいた上で、自ら情報発信していただく、いわゆる口コミで大事だということを発信していただくことをやっていきたい、それが革新プロジェクトとして実施するものでございます。

このうち、話がありました県の公式SNS、こちらにつきましては、情報発信はこれ

までもしっかりしておりました。ただ、これは、利用者のほうが自らこれを活用して情報を拡散していただくという意味合いで新しく実施するというものでございます。

その下に幾つかポツがございますが、全てこの情報発信を受け手側にやっていただくための仕掛けというふうに位置づけておまして、1つは、ロゴマーク、キャッチコピーの作成とありますが、これもこれからの検討ではございます。実は、地産地消という言葉がちょっと堅いのではないかという声も一部いただいたりはしております。それで、どういう言い方、やり方をしていくと広がるのかというのを改めてここで考えていきたいというふうに思うものです。

それから、県民参加型のイベントで料理教室とありますが、この辺りも県産品を活用した有名シェフのレシピを作って、これをみんなで作ってみる、そしてこれを広げてもらう、本当にいいよという形で広げていただく、こういうものを考えているところでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 お答えをいただきましたけれども、SNS等の発信については、もうかなりLINEでも、いろんな企業さんとか飲食店だとか、ありとあらゆるものを登録制にして、ポイント制にしておってから、もうあっちこっち情報があふれておるというふうに思いますので、その中で見ていただける、あるいは拡散していただける情報というのは、かなり戦略的にいろいろ検討しながら情報発信をしなければいけないというふうに思います。これはしっかりと検討して取り組んでいただきたいと思いますし、このロゴマーク、キャッチコピーについては、私どもの地元では県南フードバレー構想が展開中で、県南フードバレーブランド「RENGA」というのがあるとですけれども、こういうRE

NGAブランドを作っても、なかなかその知名度、認知度が上がらないというような状況で——先生方は知とりなさるですかね、「RENGA」って分からぬですよ。そういうふうな、なかなかロゴマークあるいはキャッチコピーを作っても効果が非常に期待できないというのが今まで多くありますので、その辺も、そういうものもちょっと参考にしながら、参考にしながらというか反省しながらしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○西山宗孝委員長 今のRENGAというのはどういう意味……。

○小早川委員 R、E、N、G、Aという、レッドの何とかという、いろいろ熊本の……。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 あとで教えてください。資料をお願いします、後ほどで結構です。

ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 18ページの産地生産力の強化支援、この強農と産地パワーアップ事業、これなかなか敷居が高いんだろうと思いますけれども、これから漏れた人、これだんだんしぼんでいくわけですよ。結局ここをどう育むかが本県の稼げる農業につながるんだろうと思いますけれども、足らざるは足していく何か指導的なものが要るんだろうと思うんですよ。いつも何かポイントでちょっと足りない。しかしながらそこを——でも意欲があって申請されたわけですよ、当然。しかしながら、御期待に沿えなかったという結果に終わるわけです。しかし、そのそういう若い人でもそうですけれども、私たちは強化ハウスもこういうふうにしたいです、これをポイントが足りませんでした。しかし、意欲

があるわけですから、しぼんでいかないような、何と申しますかね、支援策が私は要るんだろうと思うんですけども、その辺の考え方は何かございますか。

○池田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

先ほど委員がおっしゃったとおり、強農のほうは本当ポイントで、最近であればかなり未採択になるところもございます。

ただし、次の産地パワーアップ事業、全然目的が違うんですけども、そちらへの誘導もまずは図っております。ポイントが足りなかったところの、要は救いの手ということなんでしょうけれども、これについては次年度に向けた取組について計画する中で、ポイントを上げるような工夫をアドバイスするか、そういう取組で何とか拾い上げるような取組をしていきたいというふうには思っております。

○緒方勇二委員 イチゴ農家の方で、よくこういう話をされるんですね。意欲ある若手を育てようと、部会でも。どんどんやってく中で、もうちょっとなんです。しかし、その子たちがしぼんでいかないように育むのが私たちの責任です。そういう言い方をされるんですね。ぜひ、その辺のサポート体制をしていただきたい。

そして、何かレモンにもう替えてあるんですね。レモンが今からいいだろうと。そういう人たちにも何か新たな、新規作物の取組の支援をやっていければいいんじゃないかというような話を聞かせていただきますので、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ありませんね——なければ、以上で前半グループの質疑を終了しま

す。

それでは、説明員の入替えのために、3分間ほど休憩いたします。3分後に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時58分休憩

午後3時2分開議

○西山宗孝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、説明員の入替えがっておりますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。課長以上については自席から自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております幹部職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

（青木農村計画課長、永田農地整備課長～植野漁港漁場整備課長の順に自己紹介）

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。1年間このメンバーで審議をいたしますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、後半グループの主要事業等の説明に入ります。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言の内容が聞き取りやすいよう、マイクに向かって明瞭に発言をいただきますようお願いいたします。

執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

それでは、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

資料23ページをお願いいたします。

1段目、田んぼダムの取組みの推進については、昨年度に引き続き、令和2年7月豪雨で大きな被害を受けた人吉・球磨地域において、流域治水の一環として田んぼダムの取組

を推進するため、田んぼダムの実証実験や普及拡大に向けた取組を行うものです。

昨年度の事業におきまして、畦畔差が低くなっている、排水ますの老朽化などにより堰板が設置できないといった課題が明らかになっておりますので、これらを踏まえて今年度の調査を行ってまいります。

2段目、農業農村整備事業の計画的な推進については、農業振興に必要な生産基盤の整備等を行うため、事業要望のある地区において、用水量の調査や排水解析などの基礎的な調査、補助事業の実施に必要な事業計画書の作成等を行うものです。

また、下流に家屋や公共施設のある防災重点農業用ため池の劣化状況や地震や豪雨への体制の評価を行います。

こうした調査や評価により事業化の可否を判断し、事業実施に必要な検討を行いまして計画的な事業推進を図ってまいります。

24ページをお願いします。

国営土地改良事業等の推進につきましては、大規模な農業水利施設、海岸施設の整備や広域的な農業整備について、国営土地改良事業を活用して集中的に進めてまいります。県予算として、県の負担金等を計上しております。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

25ページをお願いします。

1段目の農業競争力強化のための基盤整備の推進でございますが、整備内容に応じてメニューが分かれております。

説明欄(1)の事業は用排水路等の水利施設を、同様に、(2)は農道を、(3)は畑を、(4)は水田を整備するものでございます。

(5)は、(1)から(4)までと併せて、農地集積のための指導、調整の費用などでございます。

こうした整備を実施することにより、高収益作物の導入拡大、品質向上及び生産コストの低減により農業経営の安定と向上を図り、農業競争力強化に取り組んでまいります。

2段目の農村地域における国土強靱化の推進でございますが、これは、防災関係の事業になります。

説明欄(1)の事業でため池、湛水防除、ハザードマップの整備を、(2)で地滑り対策や石綿管の更新、特定管という表現になってございます。(3)で海岸事業を実施します。

こうした整備により、農村地域の強靱化を推進してまいります。

3段目、持続可能な農村づくりのための基盤整備の推進でございますが、これは、中山間地域対策でございます。

説明欄が次26ページにまたがっておりますが、国の事業に応じて、(1)から(4)まで、いずれも中山間地域の農地の区画整理、圃場整備や用排水路整備などの生産基盤整備及び生活環境整備を実施し、持続可能な農村づくりに取り組んでまいります。

26ページ、2段目をお願いします。

土地改良施設等の管理の強化でございます。これは、土地改良施設の管理についての取組でございます。

説明欄(1)が農業用ダムなどの県有施設や海岸施設の管理委託に要する経費です。

(2)が防災施設関係の管理費です。本年度新規として、地滑り防止区域の現地地点検座標化に取り組みます。

(3)は、農業用ため池について、ため池サポートセンター運営に要する経費でございます。

こうした取組により、土地改良施設を適切に保全管理することで、農業農村の安全安心の確保と稼げる農業の実現につなげるものでございます。

3段目、災害復旧事業の推進でございます。

地震及び豪雨等により発生した農地、農業用施設の災害復旧への取組でございます。

(1)が市町村が行う災害復旧事業でございます。

(2)が県が行う災害復旧事業でございます。

県営農地等災害復旧事業につきましては、令和2年7月豪雨関係については、あさぎり町の清願寺ダムなど4か所の復旧や熊本地震で被災しました大切畑ダムの復旧に取り組みます。

農地整備課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

27ページをお願いします。

左上、項目1の中山間地域における新たな経済循環づくりと多様な所得確保策の推進でございます。

説明欄(1)スーパー中山間地域創生事業は、農林水産業の柱を持ち、新たな経済循環等の取組によって活力あふれる地域をつくり出すことを目的に、昨年度、山鹿市の菊鹿、高森町の野尻、南阿蘇村の3地区を選定しまして、地域戦略を策定してまいりました。

今年度から地域戦略の実現に向けた事業に取りかかるというところでございます。

シンボリックな中山間地域を県も一緒になってつくっていかうと考えております。

説明欄(2)の中山間農業モデル地区強化事業は、農林水産業でプラスアルファの所得を上げることなど、中山間農業モデル地区の農業ビジョンの達成に向けた取組を継続的に支援していかうというものでございます。県費や国庫等を活用しながら、しっかり支援をしていくこととしております。

続きまして、下の項目2の日本型直接支払の推進です。

当課では、中山間地域等直接支払事業、それから多面的機能支払事業を担当いたしてお

ります。

説明欄(1)の中山間地域等直接支払事業につきましては、平地に比べ自然条件や経済的条件が不利な中山間地域で農業活動を行う農業者に対する交付金でございます。

28ページをお願いします。

説明欄(2)の多面的機能支払事業でございます。

農業農村の有する多面的機能の発展のため、地域の共同活動の支援を行います。熊本地震や県南の水害で被害を受けました農地等につきまして、簡易な復旧等にも活用してまいりました。今後もしっかり活用してまいります。

続きまして、その下の項目、鳥獣被害防止対策の推進とジビエ利活用の加速化です。

本県では、有害鳥獣対策として、えづけSTOP!対策を基本に、侵入防止や捕獲、ジビエ利活用等の総合的な対策を進めておるところでございます。

今年度は、新しく、説明欄下のほうの(4)、鳥獣特措法の改正に伴い、県が実施する広域的な被害防止に係る活動費を追加いたしております。

むらづくり課は以上でございます。

○伊藤技術管理課長 技術管理課でございます。

29ページをお願いいたします。

まず、1の地籍調査の推進についてですが、地籍調査費は、国土調査法に基づき市町村が行う地籍調査に対する助成でございます。

本県の地籍調査については、31市町村で既に完了しており、14市町村が継続調査中です。県全体の進捗率は84%、全国7位でございます。

次に、2のくまもと農地GISの利活用と農業DXの推進でございます。

くまもと農地GISは、農地や土地改良施

設、鳥獣害被害対策、あるいは大規模災害などの膨大な情報を取り扱うデータベースでございませう。

(2)、(3)の新規事業により、農林水産部各課の業務データの作成、共有化を行い、相互に利活用する環境を構築します。

また、さらなる業務の効率化、農業DXの推進に向けて、(5)の新規事業により、クラウド利用やオンラインGISの導入等を検討します。

技術管理課は以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございませう。

資料の30ページをお願いします。

1段目、1の再造林の推進についてです。

説明欄のとおり、本県の森林の大半が利用期を迎える中、資源の循環利用サイクルを確立し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、伐採跡地での再造林を進める必要がございませう。

これについて、(1)の新規事業である森林再生支援事業は、コロナ禍のウッドショック等から皆伐が進む中、森林組合等が再造林または下刈りの取組の拡大に要する経費について、その拡大の実績において定額で助成するものでございませう。

また、(2)の新規事業であるエリートツリー苗木生産拡大事業は、成長に優れるエリートツリーの普及に向け、苗木生産事業者の採穂園整備に対し助成等をするほか、ヒノキについては、新たに県でのエリートツリーの採穂園助成を進めるものでございませう。

その下、(3)の森林環境保全整備事業は、森林整備の基本となる国庫補助事業であり、植栽、下刈り、間伐など一連の造林事業に対する助成事業でございませう。

(4)次世代につなぐ森づくり事業では、伐採跡地の植栽に際しての苗木代等への助成を行います。

(5)の新規事業であるシカ被害造林地機能回復支援事業では、鹿被害が発生した造林地における補植や鹿被害防止施設の復旧に対して助成を行います。

2段目、2の適切な間伐等の推進についてです。

説明欄のとおり、森林の健全な生育を促すため、(1)の間伐等森林整備促進対策事業、(2)の防災・減災・景観保全森林整備事業において、間伐や森林作業道の整備に対し助成を行います。

また、(3)の新規事業である森林吸収量クレジット化推進事業では、間伐等の推進に向けて、国の温暖化対策の促進のための森林吸収量の認証制度を利用し、森林吸収量のクレジット化を促進するため、コーディネーターを配置し、制度の周知や認証申請サポートを行います。

下のページ1段目、3の災害に強い森林づくりの推進ですが、説明欄のとおり、異常気象により山地災害が頻発化、激甚化する中で、林業と県土保全の両立を図るため、林地保全に配慮した林業を推進していきます。

これについて、災害に強い森林づくり先導推進事業では、森林制御に当たっての土砂災害のおそれがある箇所への予測に必要な図面等の情報を作成、提供するとともに、林業事業者での林地保全への配慮の取組について助成を行います。

2段目、4の森林経営管理制度等の運用推進に向けた市町村支援では、説明欄のとおり、令和元年度にスタートしました森林経営管理制度に関して、(1)の事業において、その運用主体である市町村を支援するためのサポートセンターの運営を行います。

また、(2)の新規事業である持続的な森林管理のための施業情報等整備事業では、それぞれの森林での過去の伐採等の履歴情報を森林クラウドシステムへ登録し、市町村へ提供いたします。

そのほか、(3)の新規事業である伐採届出制度運用推進事業では、森林法に基づく伐採届出制度について、森林所有者等への周知やこれを運用する市町村への現地研修を行います。

3段目、5の林業研究・研修センター試験研究費では、森林資源の持続的利用、多様で健全な森林づくり、県産材の利活用の最大化に向けた試験研究を行います。

森林整備課の説明は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

32ページをお願いいたします。

1の林業担い手の確保・育成のうち、(1)のくまもと林業大学校人財づくり事業は、技術と現場力等を兼ね備えた林業担い手を確保、育成する事業で、新規就業希望者を対象とした200日間の長期課程のほか、林業経営者を対象とした経営者育成課程など、林業大学校の運営に要する経費です。

(2)の次世代林業・担い手強化支援事業は、林業事業体が情報管理や省力化を行う際に、林業イノベーションを進めるために必要な運搬用ドローンや林内レーザー測量機器などの導入を支援してまいります。

2の林道事業は、森林の適切な管理や木材生産の効率化のほか、森林の総合利用、山村の生活環境の改善などのために、林道の開設及び改良等を行うものでございます。

(1)の県営林道事業は、市町村からの代行依頼を受けて県が林道開設を行うもので、本年度は9路線の開設を予定しております。

(3)は、市町村が事業主体となる事業で、市町村営開設、改良、橋梁の点検などを実施してまいります。

(6)の林道災害復旧事業は、令和2年7月豪雨等で被災した林道の復旧を行う市町村への補助となります。

下のページ、3の木材の安定供給体制構築

のうち、(1)の林業・木材産業振興施設等整備事業は、国庫補助を活用して県内の林業、木材産業の基盤強化を図るもので、本年度の事業内容としては、丸太の選別機のほか、高性能林業機械の導入を支援してまいります。

(2)のくまもと県産木材SCM構築対策事業は、県内の加工流通事業者が新たに組織する団体が行います木材製品の受発注システムの開発や品質管理等に要する経費を支援するものです。

4の建築物の木造化の推進のうち、(1)の中大規模木造建築物推進事業は、住宅着工数の減少が危惧される中、新たな木材需要として期待される非住宅や中大規模建築物の木造化、木質化を推進するため、木造設計を担う建築士の育成や市町村等の施設担当者の意識の醸成を図るものです。

(2)のくまもとの木の家造りづくり推進事業は、生産者の顔の見える家造りや、小国町や五木村など木材の産地にこだわった家造りの普及啓発活動を支援してまいります。

5の特用林産物の生産振興の竹たけのこ生産支援事業は、意欲あるタケノコ生産者や伐竹業者が行う竹林整備の経費のほか、生産技術向上のための講習会を開催する経費などについても支援してまいります。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課です。

34ページをお願いします。

1の治山対策の推進についてです。

山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全するとともに、水源涵養や生活環境の保全等を図るため、(1)の治山事業では、災害箇所への復旧や予防対策を実施し、(2)の治山激甚災害対策特別緊急事業では、令和2年7月豪雨で発生した山地災害の復旧を5年間で緊急かつ集中的に実施し、(3)の過年治山災害復旧事業では、被災した治山施設の復旧に取り組みます。

次の段、2の山地災害未然防止対策の推進は、新規事業で、県民の生命、財産を山地災害から守るために、事前防災のソフト対策として、(1)の①森林パトロール事業により山地災害危険地区、林地開発許可地等の調査、点検を行い、②のレーザーによる地形解析により、地滑り、亀裂等の危険箇所を把握します。

③の事業では、山地防災情報の標識設置や住民説明会や防災教育の実施に取り組みます。

下のページ、3の県民参加の森づくりの推進について、(1)の①では、森林ボランティアによる森づくり活動等を支援し、②では、森林環境教育等活動や森林インストラクター養成等を行います。

③では、森林のCO₂吸収機能の理解促進のための普及活動により、企業等の森づくりを支援します。

④では、新たに林野火災防止の普及啓発として、火災予防のためのパンフレットや動画作成等に取り組みます。

また、(2)も新規ですが、立田山森林公園の歩道等の整備に取り組むこととしております。

下段4の保安林の整備の推進は、水源涵養や土砂流出防止といった機能が低下した保安林において、①植栽、下刈り等の森林整備、②溪流等の危険木の除去や本数調整伐等を実施し、保安林の機能を回復させるものです。

森林保全課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

36ページをお願いします。

項目1の稼げる水産業づくりの推進につきましては、本県の水産業を持続的に維持発展させるため、環境への負担軽減を前提とした稼げる水産業の実現を目指すものです。

説明欄の(1)コロナ禍に対応したくまもと

の魚販売促進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、県産養殖魚の需要拡大を図るため、漁業団体の加工品開発や販売体制強化の取組、県産水産物の消費喚起の取組を支援するものです。

(2)のスマート養殖業普及拡大事業は、魚類養殖における作業負担の軽減や収益性の向上を図るため、ICTを活用した自動給餌システム等の技術開発の取組に助成するものです。

(3)の未来の漁村を支える人づくり事業は、新たな漁業への就業希望者が円滑に漁業に着業できるよう漁業技術の習得を支援するほか、漁業者のさらなるスキルアップのための研修体制を整備し、未来の漁村を支える人づくりを推進するものです。

また、新たに、高齢化等により廃業される漁業者と就業希望者との経営継承のための仕組みづくりを支援することとしております。

(4)のブリ親魚養成・採卵技術開発試験と(5)のブリ人工種苗量産技術開発試験は、養殖ブリの種苗を確保するため、ブリの親魚養成と採卵技術、種苗の量産技術を確立し、人工種苗の供給体制の構築を目指すものです。

下の項目2、資源管理と栽培漁業の推進につきましては、水産資源の回復や持続的利用を図るため、種苗放流による栽培漁業や漁獲規制により資源を管理する資源管理型漁業を一体的に推進するものです。

説明欄の(1)の有明海・八代海再生事業は、有明海、八代海特産の水産資源の開発を図るため、魚介類の生息環境の改善や増養殖技術の開発の取組を推進するものです。

(2)の熊本県産アサリブランド再生事業は、産地偽装からの熊本県産アサリのブランド力の回復を図るため、消費者に安心して購入してもらえる流通体制の整備やブランド力の向上の取組を推進するとともに、風評被害の対策を支援するものです。

補足説明として、38ページをお願いします

す。

アサリ産地偽装に係るこれまでの対応状況についてです。

今年2月1日に農林水産省による広域小売店でのアサリ産地表示の実態調査において、販売されていたアサリの約8割が熊本県産として表示されており、DNA分析の結果、そのうち97%が外国産である可能性が高いと判定されたことが公表され、同日知事から熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言が出され、2月8日から出荷が停止されました。

また同時に、消費者庁、農林水産省への緊急要望を行い、販売、流通調査の実施と連携した取締り体制の整備、長いところルールの見直し、トレーサビリティ制度の構築、DNA検査等の検査体制整備への支援について要望を行いました。

その後、2月18日に、アサリ産地偽装対策として、熊本県産アサリブランド再生事業の補正予算を提案し、2月28日に御承認いただきました。

また、2月22日には第1回熊本県産アサリブランド再生協議会を開催し、熊本県産アサリの信頼回復に向けた流通販売体制の構築に向けた議論を始めており、2月県議会の代表質問では、知事から条例制定の方針を表明しています。

一方、国においては、3月18日に農林水産省、消費者庁がアサリ産地表示の適正化対策を公表し、3月30日に消費者庁から食品表示基準Q&Aの改正が発出されました。

それに伴い、長いところルールが厳格化され、輸入アサリについて、蓄養は輸出国を表示することになりました。ただし、輸入稚貝を1年半を超えて育成し、その根拠資料がある場合に限り、育成地を原産地と表示することができるかとされています。

これを受け、4月11日に農林水産省、消費者庁へ追加要望を行い、迅速な流通、販売調査の実施と取締りの徹底、書類保存の義務

化、育成アサリの表示義務化を要望しています。

4月12日からは、2月8日の出荷停止から約2か月ぶりに出荷が再開されるとともに、4月15日から条例のパブリックコメントの手続を開始しているところです。

今後の予定ですが、5月に第4回の熊本県産アサリブランド再生協議会の開催、6月からデジタル技術を活用し、監視体制を強化した熊本モデルの第2ステージへの移行、また6月県議会においては、熊本県産あさりを守り育てる条例を提案することとしています。

補足説明は以上です。

37ページをお願いします。

説明欄の(3)熊本県漁獲情報デジタル化推進事業では、令和2年の漁業法改正により義務化された漁獲報告について、その情報が水産資源の保護や漁場の適切な管理に有効に活用できるよう、デジタル化による情報の一元化や解析システムの構築を推進するものです。

(4)の漁業取締船代船建造事業は、現在の漁業取締船「ひご」と「あまくさ」の2隻の船体が老朽化したことから、悪質化する漁業違反への対応や法律的な漁業取締りを図るため、令和5年度の竣工を目指し後継船を建造するものです。

水産振興課は以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

39ページをお願いします。

1段目は、漁港のしゅんせつ土砂受入地整備の推進です。

有明海沿岸の漁港は、土砂の堆積が著しく、その機能を維持するためには継続的なしゅんせつが必要ですが、既存の土砂受入れ地がやがて満杯になるため、県と熊本市、玉名市、宇土市が共同で宇土市管理の住吉漁港にしゅんせつ土砂受入れ地の整備行うことと

し、令和4年度から環境調査に着手いたします。

事業主体は宇土市で、(1)水産基盤整備調査事業費は、環境影響評価を行う宇土市への助成で、(2)漁港漁場整備事業負担金は、この事業に対する県の負担金です。

2段目は、牛深ハイヤ大橋の支承損傷に係る恒久対策工事等の推進です。

牛深ハイヤ大橋が今後長期にわたり安全で円滑に通行し続けられるよう、(1)水産物供給基盤機能保全事業により、損傷原因の究明や恒久対策の検討及び工事を行うものです。

また、(2)単県漁港漁場整備調査費により、地震に対する耐震性能の照査及び耐震対策の検討を行います。

3段目の水産資源を育む漁場整備の推進は、漁場の生産力の回復を図るために、覆砂による底質環境の改善や自然石の設置による藻場の造成を行うものです。

40ページをお願いします。

1段目は、防災・減災、国土強靱化の取組の推進です。

漁港施設及び海岸保全施設の機能強化や老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化の取組を加速化するために、(1)から(4)の事業により、老朽化した施設の計画的な補修や耐震化工事などを行うものです。

下段の漁港施設のストック効果の最大化は、老朽化した漁港施設を効率的、効果的に補修、更新することにより、機能を保全して最大限活用していくために、漁港機能増進事業により、漁港施設を点検し、その結果に基づいて機能保全計画の見直しを行うものです。

漁港漁場整備課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、質問を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当

課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 30ページ、森林整備課で、最下段の新規事業の森林吸収量クレジット化推進事業ということで、新たな取組をいただくこと大変ありがたく思っております。

吸収量のクレジット化のためには、ここは間伐等の推進ということになってはいますが、いわゆる、成木を切って若い木を植えるということによって、CO₂の吸収量を増していくということ、それに対する付加価値をクレジット化して行って、民間の企業とかが環境活動の一環としてそれを御購入いただき、森林整備に資するという内容だというふうに思いますが、具体的には、県有林で既にやられていたと思いますが、これまでの実績等を踏まえて、これからどういう取組をしっかりとやっていくのか、そのことについて1点お尋ねをしたいというふうに思います。大事な事業ですから、ぜひやっていただきたいという趣旨で言っておりますので、よろしくお願いします。

2点目で、これに関連するんですけども、森林吸収量クレジットというのは、今言ったように大きな木を切って、若い木を植えて、その成長過程でCO₂を取り込むということ、これが吸収源対策なんですね、CO₂の吸収源対策。

一方で、球磨川流域等の災害等で見れば、荒廃した森林整備が遅れていて、そのせいであるという論調をよく見受けられます。もちろん、間伐をしないでそのままやっている、下草の生えていない山においては、表層崩壊等々が起きたというふうに思いますけれども、木を切ってはならないというふうに誤解されているんじゃないかなという向きを、時々感じるがあります。

当然、切ってはいけないような場所もあると思います、危ない場所も。でも、基本的には、やっぱり間伐も含めて、木を切って森林整備をやるということをしないうり吸収源対策ももちろんできませんし、下草を生やすこともできない。場合によっては全伐して再造林をしていくことも必要でしょうけれども、それはちゃんと適地でやっていくということが必要であります、どうも現状、雰囲気から見れば、球磨川の災害の原因が森林整備をされていないから木を切っては駄目なんだと。森林整備の位置づけがちょっと違うねというふうに私は感じる時があります。

まあ、もう科学的には釈迦に説法ですが、きちっと表層にいわゆる下草が生えてくることによって、表層崩壊は防ぐことができるけれども、深層崩壊、深いところから崩れていく状況については、杉の木もヒノキも1メートル50ぐらいしか根は縦には行かないわけで、横にしか張らないので、その木が生えていたから深層崩壊が防げたというのは、私はちょっと科学的な根拠は欠けているというふうに思います。

災害を防ぐという前提における森林整備の在り方ということについて、どうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○笹木森林整備課長 クレジットの関係での県有林での実績を踏まえた今後の展開ということであったと思います、1点目ですね。

それにつきましては、今まで県有林で過去に平成23年から25年度まで140ヘクタールを間伐しまして、約4,600トンの炭素を認証したことになりました。

それについて、今までずっと少しずつ売ってきました、約半分がクレジットとして、クレジットを使いたい人に売って、おおむね1,000万円ぐらいの収入がございました。

それに対して、経費としては大体400万円ぐらいはかかっていて、その残りの分を今後

の森林整備なんかで充ててきたところでございます。

ただ、これまではクレジットに関して買手がなかなかつかないということがございました。ただ、それが昨年度、菅総理の宣言等もございまして、県有林のクレジットについても、最近県内の大口の企業からも引き合いのお話が来てございます。

そういうところで、我々としなくても、そういう森林整備の推進のためにクレジット化を推進していこうというところでございます。

そういう中で、県有林についても今後引き続きやっていくんですけども、まさに先生からお話がありましたこの新規の事業では、なかなかクレジットを取るにも制度が難しい部分、専門的な部分がありまして、事業者の方が使おうとしても、なかなかそこは分からないところがありましたので、私どもとしては、まずはコーディネーターの方を配置して、どういう単位で申請したら実際クレジットが取れるのかとか、そういうことを指導していくようなことをしていきたいと思えます。

そして、まずはモデル的に何社かの方がやっていたら次は展開が出てくるのかなということで考えているところでございます。

クレジットについては以上でございます。

次に、森林整備に関して球磨川のほうで深層崩壊のお話がありました。これについても球磨川の豪雨災害以降、我々も森林総研の先生だつたりメカニズム等を聞きました。やはり、一定量の雨が降るとどうしても上木の有無にかかわらず崩れてしまう。そこは深層崩壊に関しては、降水量と地形ということでございます。そういうことで、あまり樹種がどうこうということではございませんでした。実際その後、国だつたりも調査していただきましたけれども、施業時のところと工事のと

ころであり、差異が崩れ方に見られなかったということも、その後報告されております。

そういう中で、森林整備の今後の在り方ですけれども、我々としてまずと先般、昨年度、幸野溝という球磨川のほうの地区のところ、どういうふうに林地を保全するような林業ができるのかということを検討してまいりました。それを今ガイドラインにまとめているところでして、近く皆様にもお示しできるようにしたいと思います。

そこでは、やはりもともと地形的に崩れやすいところについては、そこをどうやって把握して、どうやってそこを避けて森林施業をやるかというところで、避け方だとかそういうことを、危ないところの見つけ方なんかを示しておりますし、さらにはそれを、どこが危ないのかというのを判断するための図面なんかも今後提供していくことにしています。そういうふうなことを推進することによって、森づくりの際に災害のリスクを軽減できるようなことをやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○前川収委員 まず、森林吸収クレジット化については、専門的な知見を入れた開発をぜひやっていただきたいと思っております。

私が望むのは、もちろん県有林の販売ということでもしょうけれども、ほとんど民有林もいっぱい、そういった森林整備をやっているわけでありますから、民有林もクレジット販売しようと思えばできるんですね。それは地権者の方に還元していくということになれば民有林の整備も進んでいきますし、もちろん必要な経費については施業する側にも渡していかなければいけないというふうに思いますが、そのことがほとんど開発されてないというふうに思っていますので、民有林にも視点を置いた開発をぜひやっていただければありがたいというふうに思っていますので、答弁は

要りませんからよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから今のお話、もう一つのほうの災害との関わりの話なんですけれども、非常に難しい話だということは、よく私も理解しております。見た目、表面で見れば、木が生えていたから守られた、生えてなかったから駄目だったとか、それから樹種によって、これは広葉樹だからよかった、針葉樹は弱いんだとか、いろんな話が当然あると思いますが、やっぱりここも科学的にやっていかなければいけない。そして、例えば今おっしゃったように、災害の危険性がある、地滑りの危険性が高い地形というもの、これは樹種に限らず、地形というものをある程度定義をしていたきながら、そういうところは間伐だけをやきましょう、全伐はやめましょう、間伐をやっていわゆる下草をしっかりと生やして地表を造っていきましょうという指針であったりとか、こういう地形であれば全伐をやってもいいですよ、そして若い新しい木を植えて、そしてそのことによってCO₂の固定化をこれから始めていくというような吸収源対策としてもやっていくということ、ある程度科学的に、もちろんミリミリきちっと分かるかは難しい面があると思ひますけれども、お示しをいただかないと、森林保全と森林整備が混同されてしまっていて、結局、何もしない、手をつけるなということが災害防除になるのかというのは、私は違ひと思ひていて、場所によってはきちっと整備をしていかなければいけない。山で木を切っていくことが災害につながるんだと言われてしまうと、それはやっぱり木は切れなくなってしまうということが、どこでもですよ、球磨地域に限らずどこでもそうなりますから、そういったものをこれから科学的にしっかりと検証していただいて、そして我々県民にも告知をしていただければなと思ひています。

CO₂削減のために木を切つては駄目だと

いう人が今でもいらっしゃいます。逆でありまして、木を切って若い木に替えることがCO₂削減につながるんだということをしっかり言わないと、県庁の職員だって知らない人がいっぱいいますよ、正直。その辺の啓発もしっかりやってください。

以上です。答えは要りません。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○河津修司委員 関連することなのですが、30ページの再生林の推進で、(1)のところのコロナ対策というのが、ちょっとどのように結びつくのか分からぬとですけども。

再生林をするのに造林補助金も出てくるわけですね。今出しておりますけれども、それで十分なのかなというのが、やっぱり皆伐してしまっている林地がそのままのところもやっぱり見かけるわけなんですよね。何とか、それは再生林をするために十分な補助金を出してあげないと、山主の負担があまりにも大きければ、やっぱり再生林しないわけですから、その辺のところは、ここの予算とどう関係するのか分かりませんが、お答えをお願いしたいと思います。

○笹木森林整備課長 30ページの1番の森林再生支援事業に関するお尋ねでありましたが、これについて、まずは本県の補助金が十分ではないんじゃないかというお話でしたけれども、国、県での、ここでいう3番の森林環境保全整備事業ですね。まず、これで1つ補助金がございます。ここはおおむね標準経費の68%のような形で、かなりの部分の補助が出ています。

さらにその下、(4)の次世代につなぐ森づくり事業ということで、この(3)のところ、不足している部分の苗木代とかを、さらにこの4番の事業で上乗せしていて、所有者の方の負担というのは相当な部分が軽減され

ているという認識でございます。

ただ、最近この植えられていない場所が多いんじゃないかという指摘に関しては、やはりなかなか労務者の方が足りたりしていませんかというところが1つございます。

そういう中で、なかなか下刈り作業なんか作業する時期も限られますから、その分人手が要るとことでございます。それで、新しい人を雇うためにも、事業体としても新たな投資をして、作業者を確保していかなければいけない、そういうことで、特に現状コロナのことに端を発して、世界的にウッドショックというのが発生してございます。それで、伐採というのがどんどん今拡大傾向にございます。

そういう中で、我々としますと、事業者を、新たに投資するところを指定することによって、再生林をさらに推進していくというようなことを今年度新たにしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○河津修司委員 分かりました。

何でコロナに結びつくのかなというのが。

○西山宗孝委員長 ほかにございませんか。

○緒方勇二委員 同じく30ページの再生林の推進について伺いたいと思います。

そもそも人工林の割合が、県内は幾つなのか、あるいは、その中に占める単層林の割合ですね、杉やヒノキの。この割合をまず教えていただけませんか。

○笹木森林整備課長 本県では、46万ヘクタール森林がございます。そのうち6万ヘクタールは、国有林でございます。民有林が40万ヘクタールということになるんですけども、そのうち6割が人工林でございまして、全国的な平均が4割ですから、それからする

と2割ほど高いような状況になってございます。

杉、ヒノキの割合については今ちょっと手元に資料がないんですけれども、そのうちほとんどが杉、ヒノキ、9割方杉、ヒノキと書いていただければ、まあ理解に間違いはないかなというふうに考えます。

○緒方勇二委員 その中で、森林資源の循環利用のサイクルを確立しということではありますが、先ほど前川先生のほうからも、切って使って植えることの大切さをしっかり教えていただきましたけれども、その中で保全の整備事業で68%の補助、それから苗木代の上乗せ補助やってもなお……ただ、私が1つ懸念するのは、皆伐がいけないという話がありましたけれども、片方でそういう話があるんですね。切らないと回らないので、しっかりそのときに植林をして再生林をするについて、そこで、31ページの災害に強い森林づくりの推進で、新規事業でするんだらうというふうに思います。

で、土地の形質であるとか、表層崩壊のこと、深層崩壊のこと出ました。木があるから起きたんだ、ないから起きたんだ、整備してないから起きたんだということではなくして、先人が育んできた森林資源ですからしっかり回して、そしてカーボンニュートラルに資するような取組をやっていく。その中で災害に強い森林づくりの推進で、パトロールをしっかりここやられているような話が出てきているだらうと思うんですが、これ現在どう考えても算出コスト的にも合わないとか、傾斜度を考えてもここに再生林するなよとか、そういうルールをしっかりやっていただきたいのと、先ほど幸野溝のことが出ましたね、土砂流出抑止の。あの面積であれぐらいの金額の抑止の対策事業をやるとすれば、人吉、球磨全体の流出抑止、特にこれをしてくださいという中小河川ありますから莫大な

金額がかかるんだらうと思います。ですから、本当に天然更新するのか、あるいはここは再生林で杉、ヒノキを植えたら駄目ですよとか、いろんなルールづくりが要るんだらうと思いますが、その辺の森林整備の考え方を教えてください。

○笹木森林整備課長 どこで循環利用するような場所を決めていくのかというようなお話であったかと思います。

昨年度、国においては、森林計画制度の運用の見直しというのを行いました。

今年度から、その計画制度に基づく市町村森林整備計画というものがございましてけれども、そこで、木材生産について、特に林地の生産力だったり傾斜等の自然的条件、また林道等の距離からの社会的条件を勘案して、特に効率的な施業が可能な森林の区域というのを設定することにしています。

今年度これについて対応していくんですけども、ただ、今ちょうど国がまさにそこについて具体の運用を、まだ、最終的な検討を行っているところですので、今後そういう状況を見ながら、どのような造林ができるのかということは、市町村とも話をしていきたいと思います。

以上であります。

○緒方勇二委員 ぜひカーボンのクレジットのこともありますし、これで購入された部分が天然更新しても、山主に還元がかなうことにつながるのか、そういうようなインセンティブをぜひつけていただくような、そして、それが災害に強い森林づくりになって、下流域の皆さん方に御迷惑をかけないことにつながるような、そんな循環の持続可能な森林造りをぜひ今後とも進めていただきますようお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で後半グループの質疑を終了いたします。

最後に、そのほか委員から何かございませんでしょうか。

本日は出席職員が限定されておりますので、この場でお答えできない場合については、後日回答させていただきたいと思えます。

委員のほうから、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会いたします。

今後とも、稼げる農水産業、林業も含めて、執行部のさらなる積極的なことをお願いいたしまして、本日は非常に勉強になりましたので、よろしく願いしておきたいと思えます。ありがとうございました。

午後3時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長